



お知らせ版

No.1197

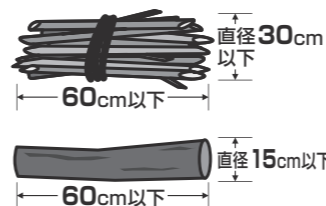
町からのお知らせ

ごみ出しのルールを守りましょー

※お問い合わせ先
住民税務課住民G ☎662・2113

ルール違反のごみ出しが増えていきます。ルール違反でごみ出しをすると、ごみ回収作業の妨げになります。次のことに注意してごみ出しをお願いします。

■剪定枝の出し方



剪定枝は直径30cm以下、長さ60cm以下の束にして、1回3束まで無料で出すことができます。(木1本の直径は15cm以下)

※しそ、とうもろこし、トマト、豆等家庭菜園等で出る枝・茎・葉は剪定枝に含まれません。もやせるごみ袋に入れるか、直径30cm以下、長さ60cm以下の束にして共通収集シールを貼り、出してください。

農家の皆さんへ 農薬の空きビン等を回収します

※お問い合わせ先
産業振興課産業振興G ☎662・2114

町農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会では、農薬の空きビン等を回収します。

農薬の空きビン等の産業廃棄物は、自らの責任で適正に処理することが義務づけられています。回収についての留意点など、詳細については農家の皆さんへ配布されるチラシをご覧ください。

い。また、回収当日は必ず透明のビンに農薬の空きびん等を入れてください。
●日時 11月26日(火) 午前9時30分～11時
●場所 山形農協長崎・豊田両支店、縄野商店、川瀬農機店、鎌上農機具店、大津商会、大津米穀店、トマト中山店、コメリ中山店

●回収品目・農薬の空き容器(缶類、ガラスビン類、プラボトル類、袋類、ローリータンク)

今月の納税等

納期限 12月2日(月)

- 国民健康保険税 5期
- 介護保険料 5期
- 後期高齢者医療保険料 5期

※税額や保険料に変更のある方へ11月15日(金)に納付書を発送します。お手元に届いた方は内容をご確認のうえ納付してください。

※お問い合わせ先

住民税務課税務G ☎662-2112

- 公共下水道受益者負担金 2期

※お問い合わせ先
建設課下水道管財G ☎662-2115

初開催! 『介護予防運動教室』参加者募集

～ みなさん楽しく運動しましょう! ～

| 日 時 | 場 所 | |
|-----------|------------|-----------------------------------|
| 11月20日(水) | 勤労文化センター | どちらの会場も町内の方であればお住まいの地区関係なく参加できます。 |
| 11月29日(金) | 落合構造改善センター | |
| 12月4日(水) | 西部地区公民館 | |
| 12月9日(月) | 柳沢集落センター | |

- 対象 町内在住のおおむね65歳以上の方
- 参加料 無料
- 申込方法 お申し込みは不要です。午後1時までおいでください。希望する方には事前に血压相談を行います。
- 内容 午後1時30分～2時 介護予防講話 講師:町保健師
午後2時～3時 介護予防運動実技指導 講師:川田敏文氏(㈱ニチイ学館 介護予防運動指導士)
- 服装・持ち物 動きやすい服装でおいでください。水、汗拭きタオルなど必要に応じてご持参ください。なお、11月20日の会場では可能な方は内ズックをご持参ください。

※お問い合わせ先 健康福祉課福祉G ☎662-2456

国民健康保険の加入・脱退手続きをお忘れなく!

●国民健康保険に加入するとき

退職等によって社会保険等の医療保険を脱退したときは、無保険状態とならないよう、町(住所地)の国民健康保険に加入する必要があります(任意継続社会保険に加入した場合や、切れ目なくご家族の社会保険の被扶養者になった場合を除く)。

国民健康保険の加入届出は、社会保険等を脱退した日から14日以内をお願いします。

〈届出に必要なもの〉・社会保険資格喪失連絡票(退職した事業所で発行) ・世帯主の印かん
・厚生年金等証書(厚生年金等受給資格がある60～64歳の方のみ)

■国民健康保険の加入届出が遅れた場合であっても、社会保険等を脱退した日に遡っての加入となります。過去分の国民健康保険税が一度に課せられることとなりますので、期限内の届出を忘れないよう、ご注意ください。

●国民健康保険から脱退するとき

町の国民健康保険に加入していた方が、就労や被扶養者認定で社会保険等に加入した場合、国民健康保険の脱退手続きが必要となります(お勤め先等がこの手続きを行うことはありません)。

社会保険等の新しい保険証がお手元に届いたら、14日以内に国民健康保険の脱退手続きをお願いします。

〈届出に必要なもの〉・社会保険等の保険証 ・国保の保険証 ・世帯主の印かん

■国保脱退の届出を忘れると、支払う必要のない国民健康保険税が世帯主に課税され続け、医療保険料の二重払い状態になります(手続き後に精算)。

■国保加入者が75歳になったことにより後期高齢者医療に加入した場合は、国保脱退の届出は必要ありません。

※届出・お問い合わせ先 住民税務課住民G(役場1階③番窓口) ☎662-2113

この1冊で「やまがた」が分かる 『2014年版 やまがた県民手帳』 発売中です!

●価格 1冊600円(税込み)

スケジュール帳はもちろん、山形県の統計資料、レジャー資料などもついた便利な手帳です。やまがたの情報満載の県民手帳を、ぜひお買い求めください。

※お申し込み・お問い合わせ先
総務企画課情報防災G ☎662-4899